

ビジネスサポート販路開拓補助金（一般枠）のご案内

●募集期間

第2期

令和2年8月17日（月）～ 9月 7日（月）17:00まで

1. 対象となる事業

- (1) 販路開拓のための国内展示会・見本市への出展、商談会への参加（県内開催は除く）
※販売を目的とし、販路開拓に繋がらないものは対象となりません。
- (2) 国内での販路開拓、取引拡大を図るためのホームページの作成、更新
※県内に限定される販路開拓となる場合は対象となりません。
- (3) 首都圏等への新規営業拠点の設置（県内の営業拠点設置は除く）

2. 対象となる事業者

青森県内に本社又は事業所を有している中小企業者（個人事業主を含む）

3. 事業実施期間

交付決定日から令和3年2月19日（金）まで

4. 補助の対象となる経費と補助金額

補助率は補助対象経費の2分の1以内で、補助上限額は50万円です。

ただし、経費区分ごとに補助上限額があります。

経費区分	補助対象経費	上限額
(1) 展示会等出展経費	小間料、小間装飾料、旅費、材料費、印刷費（製品カタログ、パンフレット等の作成）、使用料及び賃借料（設備等レンタル料）、運搬費	30万円
(2) ホームページ作成経費	委託料	10万円
(3) 首都圏等への新規営業拠点設置、運営経費	使用料及び賃借料（レンタルオフィス等家賃、OA機器リース料）	40万円

5. 申込方法

以下の書類をご用意の上、郵送又は持参にてご提出ください。

- (1) ビジネスサポート販路開拓補助金交付申請書 1部
※申請書は本補助金のホームページにあります。
- (2) 対象経費の見積書 1部
- (3) 会社の概要がわかる書類（パンフレット等） 1部
- (4) 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書など） 1部

6. 注意事項

- (1) 同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体または当センターから補助金等の交付その他助成を受けている、または受けることが決定している事業は本補助金の対象事業としません。
- (2) 交付決定以降に発生する経費を補助対象経費とします。
- (3) 同一事業者による本補助金（一般枠）への申請は1年につき1回、平成26年度から通算し2回までとします。
※新型コロナウイルス感染症特別枠は通算回数に含みません。
- (4) 事業の採否は審査により決定します。

※ 詳しくは、「令和2年度ビジネスサポート販路開拓補助金」ホームページをご覧ください。
<http://www.21aomori.or.jp/kaitaku/r2hojokin.html>

【申請書送付先・お問い合わせ先】

公益財団法人21あおり産業総合支援センター 取引推進課

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階

TEL: 017 - 775 - 3234 FAX: 017 - 721 - 2514 E-mail: hanro@21aomori.or.jp